

第  
5146  
号



(2-2)

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2015年)平成27年 1月19日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 病院紹介状の医療費控除

**Q**：診療所で病院を紹介してもらう際に支払ういわゆる紹介状の作成料は医療費控除の対象になりますか？

**A**：対象になります。

### 【解説】

医療費控除の対象となる医療費は、医師又は歯科医師による診療又は治療、治療又は療養に必要な医薬品の購入その他医療又はこれに関連する人的役務の提供の対価のうち通常必要であると認められるものとされています。そして、医師等による診療等を受けるために直接必要な通院費や医師等の送迎費などの費用で、通常必要なものは、医療費に含まれるものとして取り扱われています。そうすると、いわゆる診断書などの作成に係る文書料については、医師が診療又は治療した内容等を記載した文書の発行に係る手数料であり、その発行された文書は、通常、生命保険会社等へ給付金等を請求する際の提出書類等として使用されることから、医師等の診療又は治療の対価に該当せず、医療費控除の対象にならないのではと考えられます。

しかしながら、この紹介状作成料は、診療を継続して適切に受けることができるよう作成されるものであること、診療情報提供料に該当するものであること、診療情報提供書による医療機関同士の連携は、医療機関間で通常行われる行為であり、診療の必要性を認めて作成されるものであることから、医療費控除の対象となる医療費に該当するものとされています。

